

「中小企業の日」ロゴマーク使用規約

令和元年6月18日 中小企業庁長官官房総務課 決定

1. 目的

「中小企業の日」ロゴマーク使用規約(以下、「本規約」)は、「中小企業の日」関連イベントを開催する団体・事業者等が、「中小企業の日」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」)を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 「中小企業の日」ロゴマークについて



7月20日は中小企業の日

7月20日は中小企業の日

「中小企業の日」は、中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、定められた期間において、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベント等を開催する取組です。ロゴマークは、「中小企業の日」の認知度向上のため、シンボルとして活用するために作成しました。

3. ロゴマークの使用

- (1)「中小企業の日」関連イベントを開催する団体・事業者等は、ロゴマークを使用して広報・周知活動を展開することができます。
- (2)ロゴマークの使用を希望する団体・事業者等は、「使用規約同意書」を経済産業省に提出することにより、ロゴマークを無償で使用することができます。「使用規約同意書」の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに中小企業庁に報告してください。
- (3)ロゴマークの使用を承認された団体・事業者等は、他人に、ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできません。
- (4)次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできません。
 - ・公序良俗に反するものに使用すること
 - ・法令及び規則などに違反するものに使用すること

- ・ロゴマークは、特定の製品の性能を示すものではなく、また、特定の商品名やブランド名として使用すること
- ・本規約に反して使用すること

- (5)このロゴマークと誤認される類似のマークは、使用しないでください。
- (6)ロゴマーク使用に関する諸解釈の権限は中小企業庁総務課長に属します。
- (7)ロゴマークを使用した表現・表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意してください。使用に関するクレーム等には、中小企業庁は一切責任を負わない事とします。

4. デザイン

ロゴマークを使用する団体・事業者等は、ロゴマークのデザインについては、「中小企業の日ロゴマニュアル」を遵守ください。

5. 使用状況の報告

中小企業庁は、ロゴマークを使用している団体・事業者等に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

6. 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

7. 遵守事項

- (1)ロゴマークを使用する団体・事業者等は、関係法規・本規約を遵守するとともに、ロゴマークの機能と品位を損なうことのないように努めるようお願いいたします。
- (2)ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとします。
- (3)ロゴマークを使用する団体・事業者等は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、中小企業庁は関知いたしません。

8. 規約の変更

本規約は、中小企業庁により、事前の通知なく、必要に応じて変更される場合がありますので、ご承知ください。